

本学を卒業・修了予定の外国人留学生のみなさんへ 銀行口座に関するお知らせ

【日本を出国する前に】

本学を卒業・修了または退学し、日本を出国する人は、出国前に必ず銀行等で口座の解約手続きをしてください。

ゆうちょ銀行の場合、以下の二通りの解約方法があります。

①口座名義人(口座を開設している人)が出国前に自分で解約する

公共料金等を口座自動引き落としにより払っている方は、必ず解約前に料金の精算が済んでいることを確認してください。出国前に精算が完了しない場合、「②代理人による解約」の手続きを行ってください。

- 解約に必要なもの
 - ・ 在留カードや旅券(パスポート)等の身分証明書
 - ・ 通帳(スマートフォンのアプリなどを用いて、無通帳型の口座を開設した場合はキャッシュカード)
 - ・ (口座開設時に使用した場合のみ)届け出た印鑑

②代理人による解約

口座名義人が代理人を任命し、口座解約を委任することができます。**委任状は口座名義人が作成する必要があります。**帰国後に不備が見つかった場合、修正が困難なため、**事前に郵便局(ゆうちょ銀行)窓口で不備がないか確認してください。**代理人は日本人である必要はありませんが、郵便局での説明は日本語で行われるので、日本語がよく理解できる必要があります。

- 事前確認のためにゆうちょ銀行に行く際に持っていくもの
 - ・ 身分証明書(在留カードや旅券(パスポート)等)
 - ・ 通帳(スマートフォンのアプリなどを用いて無通帳型の口座を開設した場合はキャッシュカード)
 - ・ 委任状
 - ・ 印鑑(これから印鑑を登録する場合のみ。下記*参照)

下記 URL より委任状をダウンロードできます：

https://www.jp-bank.japanpost.jp/tetuzuki/ininjo/pdf/02_ininjo.pdf

※委任状は口座名義人がすべて自筆で記入してください。

<<「委任者」欄>>

・おところ：あなたが口座開設申込時に住所として登録した**日本国内の現住所と本国の住所を両方記入**してください。

・おなまえ:あなたの名前を記入してください。

・お届け印:ゆうちょ銀行に登録されている署名または印鑑を記入/押印してください。*

*委任状に記入する署名または押印する印鑑は、ゆうちょ銀行に登録されているものと同一である必要があります。無通帳型の口座を開設した方で、署名・印鑑が登録されていない場合は、在留カードの有効期間中(市・区役所に転出届を提出する前)に最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)で登録を行う必要があります。登録しなければ、手続きを代理人へ委任することはできません。

銀行で署名・印鑑の登録をする際は、パスポート、在留カード、キャッシュカードをご持参ください。

<<「受任者」の欄>>

-おところ: 受任者(友達など)の住所を記入してください。

-おなまえ: 受任者(友達など)の名前を入力してください。

<<「委任する内容」の欄>>

最下部の空欄にチェックを入れ、その横の空欄に委託する内容を以下のようにご記入ください。

「証書払いでの解約」

「払戻証書受領及び払戻証書の払戻金の受領」

- 解約の際に代理人がゆうちょ銀行に持っていくもの
 - ・ 代理人の印鑑
 - ・ 代理人の身分証明書(パスポート、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
 - ・ 口座名義人の海外の住所が確認できるもの(公的機関が発行したもの)の写し
 - ・ 口座名義人の在留カードの写し
 - ・ 口座名義人のパスポートの写し
 - ・ 解約する口座の通帳(スマートフォンのアプリなどを用いて無通帳型の口座を開設した場合はキャッシュカード)
 - ・ 委任状

なお、郵便局で「転居届」の提出もしてください。郵便物は発送元へ返送されます(郵便物が国外転送されることはありません)。日本国内に居住する知人等の住所を転送先に指定することもできます。転居届は郵便局窓口や、ウェブサイト「e 転居」を通じて提出することができます。

➤ 郵便局「e 転居」(日本語のみ): <https://lp.jpnetn.pf.japanpost.jp/>